

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ	
郵便番号		150-0053	
都道府県		東京都	
市区町村		渋谷区	
番地等		恵比寿1-19-19 恵比寿ビジネスタワー12階	
電話番号		050-5470-7640（事務局長法人携帯番号）	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.sipartners.org/	
		https://jvpf.jp/	
設立年月日		2012/11/09	
法人格取得年月日		2012/11/09	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	スズキ サカエ
	氏名	鈴木 栄
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	タカツキ ダイスケ
	氏名	高槻 大輔
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
事務局体制の備考	常勤職員のうち1名が事務局業務担当

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	7
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	3
個人その他会員 [人]	4

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	JCNE / ベーシックガバナンスチェック / 2023

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	5
申請前年度の助成総額 [円]	51,889,000

助成した事業の実績内容	上記2023年度実績を含め、日本ベンチャーフィランソロピー基金（JVPF）を通じ、過去11年間で合計15団体に対し総額442,434千円の資金拠出を実施（以下金額は拠出予定額も含む）： 放課後NPOアフタースクール：2,000万円（2013-2017年） Teach For Japan：3,000万円（2015-2019年） AsMama：3,000万円（2015-2019年） 発達わんぱく会：3,000万円（2016-2019年） 和える：2,000万円（2017-2020年） ティーチャーズ・イニシアティブ：3,000万円（2018-2021年） チャンス・フォー・チルドレン：4,500万円（2019-2022年） Learning for All：3,724万円（2021-2023年） JOINS：2,996万円（2021年-） Ridilover：2,000万円（2021-2024年） スタンドバイ：2,990万円（2021年-） Rennovater：3,034万円（2022年-） キズキ：3,000万円（2022年-） ホームスタート・ジャパン：3,000万円（2023年-） 地域教育魅力化プラットフォーム：3,000万円（2023年-） ※（）内は経営支援提供期間）
--------------------	---

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2019-2023年度の4年間、日本財団助成事業（通常募集）を通じてJVPF運営にかかる活動費（事業名：社会的事業の成長に向けた伴走支援）に充当する助成金交付を受領 （JVPF事業の日本財団から社会変革推進財団（SIIF）への移管により、2024年度はSIIFからの業務委託費という形で活動費を受領）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役職等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は F で入力してください。

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	住宅確保困難者向け事業モデルの構築支援事業
団体名:	一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第16条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第17条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第17条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第17条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第19条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第24条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程	第2条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会規程	第4条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規程	第5条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規程	第6条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規程	第7条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会規程	第8条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会規程	第10条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	理事会規程	第8条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第26条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第29条	
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ定款

平成28年1月27日改訂

平成29年8月17日改訂

平成30年6月1日改訂

令和2年1月29日改訂

令和2年5月28日改訂

令和3年7月1日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会的な事業を行う様々な団体に対してその活動が社会に貢献し、かつ事業の持続性を保持できるように運営に関して助言・援助を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 事業戦略・事業計画の策定
- (2) 計画遂行のためのさまざまな経営資源の提供
- (3) 財務・内部体制の整備
- (4) 基金を通じた当法人の基金及び外部提携先財団の紹介等による資金提供
- (5) 出版業
- (6) 電子出版物及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売
- (7) 映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画、開発、制作及び販売
- (8) 広告宣伝業
- (9) 著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取得及びその管理・運用並びに編集製作、翻訳に関する業務
- (10) 研修会、イベント、セミナーの企画、制作、運営及び実施
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体のうち、当法人の理事として当法人の事業の運営に積極的に貢献する者

（2）賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（3）アドバイザー 当法人の活動に関して大局的な見地から助言を行う者で理事会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(社員資格の譲渡)

第7条の2 社員は、理事会の承認を経たうえで、社員の資格を理事に譲渡することができる。

2 社員に、当法人に対する債務がある場合には、その債務が弁済されるまで、前項の承認は、行わないものとする。

(経費負担)

第8条 正会員は、入会の際及び社員総会の決議があつた場合に、出資金を納入しなければならない。納入すべき出資金の金額及びその支払い方法は、その都度理事会の決議により決定される。正会員以外の者は出資金の納入をすることができない。賛助会員・アドバイザーは当法人の活動に関して、寄付を行うことができる。

2 出資金は、いかなる場合であっても、正会員に返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 社員総会で総正会員の同意が得られたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の出資金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任

- (3) 役員の報酬の額又はその基準
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。正会員は、その出資金額10円あたり一個の議決権を有するものとし、10円に満たない出資金額については議決権を有しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員の員数等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名乃至2名を代表理事とする。

3 理事のうちから副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互

に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

3 代表理事、副理事長、専務理事、及び常務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、社員総会の決議によって、その任期を短縮することができる。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益の総額は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第30条 理事または監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 入会の基準並びに出資金の金額に関わる決議
- (2) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認められるときには、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意の期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(3) 財産目録

(4) 役員名簿

(5) 役員の報酬の総額またはその基準を記載した書類

(6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 正会員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与する。

第9章 附 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月末日までとする。

(設立時役員等)

第50条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 白石智哉

設立時理事 野宮博

設立時理事 三尾徹

設立時理事 柴田優

設立時理事 高槻大輔

設立時理事 小林和成

設立時理事 伊藤健

設立時代表理事 白石智哉

設立時監事 神田英一

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所

氏名 野宮博

2 住所

氏名 三尾徹

3 住所

氏名 柴田優

4 住所

- 氏名 高槻大輔
- 5 住所 [REDACTED]
- 氏名 小林和成
- 6 住所 [REDACTED]
- 氏名 伊藤健
- 7 住所 [REDACTED]
- 氏名 白石智哉

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2019 年 1 月 31 日制定

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

理事会規程

初 版

理 事 会 規 程

第1条（目的）

当法人の理事会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか本規程の定めるところによる。

第2条（開催）

定例理事会は原則として3ヶ月に1回開催し、臨時理事会は必要に応じ随時開催する。

第3条（開催場所および開催方法）

1. 理事会は当法人事務所において開催する。ただし、適宜開催場所を変更することができる。
2. 理事会は、TV会議および電話会議その他法令により許容される方法で開催することができる。

第4条（招集権者および議長）

代表理事は理事会を招集し、議長となる。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

第5条（招集の請求）

1. 理事は、会議の目的事項および理由を付した書面を前条に定める招集権者に提出して、理事会の招集を請求することができる。
2. 監事は、必要があると認められるときには、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

第6条（招集通知）

理事会の招集の通知は、会日の5日前までに各理事および監事に対し発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

第7条（決議事項）

次の事項は理事会の決議を経なければならない。

1. 法人の経営方針に関する事項
 - （ア） ミッション・ビジョンの決定
 - （イ） 経営理念の制定
2. 法人の経営計画に関する事項
 - （ア） 事業計画の決定
 - （イ） 年度予算の決定
3. 社員総会に関する事項
 - （ア） 社員総会の招集
 - （イ） 社員総会に付議する議題の決定
4. 計算に関する事項
 - （ア） 年度決算計算書類の承認

5. 理事に関する事項
 - (ア) 代表理事、専務理事、常務理事の選定・解職
6. その他の重要事項
 - (ア) 理事会規程、常務理事会規程等重要な規程の制定・改廃・変更
 - (イ) 重要な契約の締結・改廃
 - (ウ) 重要な資産の投資・売却、債務の履行
 - (エ) 重要な業務執行の決定
7. その他法定事項

第8条（決議方法）

1. 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 理事会の決議に特別の利害関係を有する理事は、その事項について議決に加わることができない。

第9条（書面による理事会決議）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第10条（議事録）

理事会の議事はその経過の要領および結果、その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した理事および監事が記名押印または電磁的な記録をしてこれを当法人に保存する。

第11条（変更）

法令または定款に反しない限り、本規程の変更は理事会の決議をもって行う。

附則

1. 本規程は、2019年1月31日より施行する。

<履 歴>

版 数	制定・改正日	内 容
初 版	2019 年 1 月 31 日	初版制定

以上

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号恵比寿ビジネスタワー12階
一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

会社法人等番号	0104-05-011146	
名 称	一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ	
主たる事務所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号恵比寿ビジネスタワー12階	
法人の公告方法	当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成24年11月9日	
目的等	目的 当法人は、社会的な事業を行う様々な団体に対してその活動が社会に貢献し、かつ事業の持続性を保持できるように運営に関して助言・援助を行うことを目的として、次の事業を行う。 (1) 事業戦略・事業計画の策定 (2) 計画遂行のためのさまざまな経営資源の提供 (3) 財務・内部体制の整備 (4) 基金を通じた当法人の基金及び外部提携先財団の紹介等による資金提供 (5) 出版業 (6) 電子出版物及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売 (7) 映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画、開発、制作及び販売 (8) 広告宣伝業 (9) 著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取得及びその管理・運用並びに編集製作、翻訳に関する業務 (10) 研修会、イベント、セミナーの企画、制作、運営及び実施 (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	
役員に関する事項	代表理事 高 槻 大 輔	令和 2 年 5 月 2 8 日 重任
	代表理事 高 槻 大 輔	令和 4 年 6 月 1 0 日 重任
		令和 4 年 6 月 2 1 日 登記
	代表理事 鈴 木 栄	令和 3 年 6 月 1 6 日 就任
	代表理事 鈴 木 栄	令和 5 年 6 月 2 日 重任
		令和 5 年 6 月 1 5 日 登記

	理事	白石 智哉	令和 2年 5月28日重任
			令和 4年 6月10日退任
			令和 4年 6月21日登記
	理事	高槻 大輔	令和 2年 5月28日重任
	理事	高槻 大輔	令和 4年 6月10日重任
			令和 4年 6月21日登記
	理事	服部 千賀子	令和 2年 5月28日重任
	理事	服部 千賀子	令和 4年 6月10日重任
			令和 4年 6月21日登記
	理事	井上 有紀	令和 2年 5月28日重任
	理事	井上 有紀	令和 4年 6月10日重任
			令和 4年 6月21日登記
	理事	野宮 博	令和 3年 6月16日就任
	理事	野宮 博	令和 5年 6月 2日重任
			令和 5年 6月15日登記
	理事	小林 和成	令和 3年 6月16日就任
	理事	小林 和成	令和 5年 6月 2日重任
			令和 5年 6月15日登記

	理事	井上英之	令和3年6月16日就任
	理事	井上英之	令和5年6月2日重任
			令和5年6月15日登記
	理事	鈴木栄	令和3年6月16日就任
	理事	鈴木栄	令和5年6月2日重任
			令和5年6月15日登記
	理事	黄田立文	令和3年12月1日就任
			令和3年12月23日登記
	理事	黄田立文	令和5年6月2日重任
			令和5年6月15日登記
	監事	神田英一	令和2年5月28日重任
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	理事または監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 当法人は、上記の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。		
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		
登記記録に関する事項	令和3年7月1日東京都港区赤坂八丁目4番14号青山タワープレイス8階から主たる事務所移転 令和3年7月16日登記		



一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

(東京法務局渋谷出張所管轄)

東京法務局渋谷出張所

松 島

同所寄
張山
徐山
京谷
東溪
記



SOCIAL
INVESTMENT
PARTNERS

決算報告書

事業報告書

監査報告書

第10期 事業年度

自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

2021年度 活動計算書

2021年4月1日から 2022年3月31日まで

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

2021年度 貸借対照表

2022年 3月 31日現在

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

2021年度 計算書類の注記

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

書籍の制作原価（材料費や人件費、ライセンス料など）を集計し一冊当たりの原価を計算しました。

(2) 消費税等の会計処理

税込み経理によっています。

2. 事業別損益の状況

別紙参照

別紙

注記2. 事業別損益の状況

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

2021年度 財産目録

2022年 3月 31日現在

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ
事業報告書（第 10 期）
（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

1. ベンチャー・フィランソロピー事業に関する概況事項

- ・ 日本ベンチャー・フィランソロピー基金（以下 JVPF）において

A) 新規先 4 団体への支援を開始

2020 年度末に支援決定した 3 団体及び 2021 年 6 月に JVPF 選定委員会に推薦・可決された 1 団体への支援が正式に開始し、それぞれ初回資金拠出を行った。

支援先団体名	支援開始	初回資金拠出額	資金支援総額予定
NPO 法人 Learning for All	2021 年 5 月	1,660 万円	3,724 万円
JOINS 株式会社	2021 年 6 月	2,955 万円	同左
株式会社 Ridilover	2021 年 6 月	1,000 万円	3,000 万円
ストップイットジ ャパン株式会社(*)	2021 年 9 月	1,000 万円	3,000 万円

(*2022 年 4 月にスタンドバイ株式会社に社名変更)

B) 既存支援先 2 団体への支援終了

2021 年 9 月に一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ、2022 年 3 月に公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（以下 CFC）への支援が当初予定通り終了した。CFC へは 2021 年 3 月（前期）でのマイルストーンレビュー、JVPF 選定委員会承認を経て同 4 月に 800 万円の第三回目資金拠出を実施し、3 年に渡る総額 4,500 万円の資金支援を完了した。

C) Rennovator 株式会社（以下 Rennovator）への支援決定

2022 年 1 月、Rennovator への支援を JVPF 選定委員会に推薦し、可決された（3,034 万円の株式出資・期間 3 年）。日本財団内手続きを経て 2022 年度月上旬に支援開始を見込む。

D) 株式会社キズキ（以下キズキ）への支援を再決定

2020 年 9 月に新規支援先として選定された後に事業譲渡案件が発生し保留としていたキズキに関し、事業譲渡の処理を終え安定稼働のめどが立ったこと

から改めて 2022 年 1 月に支援推薦し、可決された（新たな支援条件は 3,000 万円の転換社債引受け・期間 3 年）。一般財団法人社会変革推進財団（※、以下 SIIF）内手続きを経て 2022 年度上旬に支援開始を見込む。

※2022 年度より JVPF の投資・支援元を公益財団法人日本財団から SIIF へ移管

E) 2021 年度の寄付金

本基金のさらなる活動の発展に向けて、寄付金の募集活動の支援を継続して行った。本基金は 2022 年 3 月 31 日時点で、総額約 942 百万円となった。

・ 会議、イベント運営

コロナ禍の影響により JVPF 主催イベントは引き続きオンラインにて実施し、ステークホルダーのみならず一般にも公開し、開催報告レポートやアーカイブ録画を公開し JVPF や支援先団体の活動の認知拡大に努めた。

A) 「チャンス・フォー・チルドレン～伴走支援の成果から考える協働の価値」

(2021 年 11 月 22 日)

B) 「ストップイットジャパン～『助けたい人を助けられる社会』の実現に向け

て」(2022 年 2 月 2 日)

2. 啓蒙／啓発活動

本法人の主たる目的である「社会的な事業を行う様々な団体に対してその活動が社会的に貢献し、かつ事業の持続性を保持できるように運営に関して助言・援助」を実施するために、ベンチャー・フィランソロピーやインパクト投資といった社会的投資の普及・啓蒙に向けて、関連した団体・機関との情報交換を積極的に行い活動に貢献した。具体的には下記の通り。

A) SIIF 向けコンサルティングについて

SIIF の休眠預金事業に関する支援計画づくりや伴走支援に対するコンサルティングを業務受託し、鈴木代表理事が SIIF 担当者に対し定期的に助言を行った。

B) GSG(グローバル・ステアリング・グループ) について

白石理事が GSG 国内諮問委員会の委員として、鈴木代表理事が賛同メンバーとして委員会や個別勉強会(SIB(鈴木)、金融庁共催インパクト投資(白石))、ワーキンググループ (IMMWG (白石)) に参画。

C) アジア女性インパクト基金 (AWIF) について

野宮常務理事が笹川平和財団によるアジア女性インパクト基金 (AWIF) 運営委員会の委員長を務めた。

D) 「Youth Co:Lab (ユース・コーラボ)」について

国連開発計画 (UNDP) とシティ・ファウンデーションが共催する若者の社会企業支援活動、「Youth Co:Lab」の一環として開催される SDGs 起業家コンテスト「ソーシャル・イノベーション・チャレンジ日本大会 2021」にて高槻代表理事が審査員を務めた。

E) 休眠預金等活用について

白石理事が内閣府休眠預金等活用審議会の専門委員を務めた。

F) FRJ2022 について

鈴木代表理事が特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会主催の FRJ2022 においてライブセッションに登壇した。

G) 大学院大学至善館について

高槻代表理事が修士課程において事業戦略に関する個人演習 (ゼミ) を特任教授として担当した。

鈴木代表理事が短期集中コース「ソーシャルビジネスとインパクト」にてゲスト講師として登壇した。

H) 朝日新聞記事掲載について

2021 年 12 月 25 日朝日新聞夕刊「いま聞く」コーナーにて鈴木代表理事がインタビューを受け SIP 及び JVPF の活動について紹介した。

3. スタンフォード・ソーシャル・イノベーション・レビュー日本版 (以下 SSIR-J) 事業に関する概況事項

2020 年 9 月のライセンス締結以降事業立ち上げ準備を進めてきた SSIR-J 事業は 2021 年度に本格稼働開始した。

A) 出版について

2021 年 8 月にアンソロジー本「これからの『社会の変え方』を、探しにい

こう。」(以下0号、12,000部)、2022年1月に創刊号「ソーシャルイノベーションの始め方」(以下1号、6,000部)を発行。次年度は年間3部の発行を予定している。

B) イベントについて

0号出版記念、1号創刊記念イベントなどの雑誌連動イベントや定期的な読書会、他組織とのコラボイベント、ミートアップやコミュニティメンバー限定イベント等、規模の大小、課金の有無等様々なイベントを通年に渡り開催した。

C) コミュニティについて

2022年3月よりコミュニティの本格稼働に合わせ有料会員制度(月額2,000円)を開始した。ゼミやミートアップ、読書会等有料会員限定イベントやコミュニティプラットフォーム上での交流を実施し、入会メリットを訴求している。また、同じタイミングでウェブサイトの機能拡充が公開され、有料会員のみアクセス可能なウェブコンテンツの掲載やイベント申込など、出版、イベント、コミュニティと連動したウェブサイト運営を実施している。

4. 組織体制、内部運営の概要

組織体制の拡充を行った。

A) SSIR-J 事業の組織体制に関する事項

以下の通り常勤職員(理事)を増員した。

Chief Sustainability Officer (常勤理事) : 1名

編集長 : 1名 (*)

コミュニティプロデューサー : 1名 (*)

ウェブオフィサー : 1名

(*内定は2020年度内)

B) アドバイザーの選任

以下2名が新たにアドバイザーに就任した

田村 晃一氏

高橋 邦比呂氏 (正式就任は2022年4月1日付)

C) 会議に関する事項

理事会を下記の通り 8 回開催した。

2021 年 4 月 28 日（臨時・書面）

2021 年 5 月 27 日

2021 年 6 月 16 日（臨時・書面）

2021 年 8 月 26 日

2021 年 11 月 25 日

2022 年 2 月 2 日（臨時）

2022 年 3 月 7 日（臨時）

2022 年 3 月 24 日

以上

監査報告書

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ
代表理事 鈴木 栄 殿

第10期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日迄）の事業報告、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記及び別紙、財産目録を監査した結果、適法に処理、記載されていると認める。

以上

2022年 5月23日

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

監事 神田 英一 印





SOCIAL
INVESTMENT
PARTNERS

決算報告書

事業報告書

監査報告書

第 11 期 事業年度

自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

2022年度 活動計算書

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での
申請では、「決算報告書類」は参考資
料となり公開対象外書類となるため、
非開示処理をした。（JANPIA）

2022年度 貸借対照表

2023年 3月 31日現在

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での
申請では、「決算報告書類」は参考資
料となり公開対象外書類となるため、
非開示処理をした。（JANPIA）

2 0 2 2 年度 計算書類の注記

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

1. 重要な会計方針
- 計算書類の作成は、NP0法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NP0法人会計基準協議会）によっています。
- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

書籍の制作原価（材料費や人件費、ライセンス料など）を集計し一冊当たりの原価を計算しました。
- (2) 消費税等の会計処理

税込み経理によっています。
2. 事業別損益の状況
- 別紙参照

別紙

注記2 事業別損益の状況

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

2022年度 財産目録
2023年 3月 31日現在

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での
申請では、「決算報告書類」は参考資
料となり公開対象外書類となるため、
非開示処理をした。（JANPIA）

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ
事業報告書（第 11 期）
（2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）

1. ベンチャー・フィランソロピー事業に関する概況事項

日本ベンチャー・フィランソロピー基金（以下 JVPF）において

A) 投資・支援元を公益財団法人日本財団（以下 NF）から一般財団法人社会変革推進財団（以下 SIIF）へ移管

JVPF 設立 10 年の節目を迎え JVPF の投資・支援事業が NF から SIIF に移管されることとなった。寄付者からの承諾を得た上で基金の移管を行い、支援先団体それぞれとの既存契約の地位及び株式等資産の譲渡手続きを実施した。

B) 新規先 2 団体への支援を開始

2021 年度末に支援決定した 2 団体への支援が正式に開始し、それぞれ初回資金拠出を行った。

支援先団体名	支援開始	資金拠出額	資金支援総額予定
Rennovater 株式会社	2022 年 6 月	3,034 万円	同左
株式会社キズキ	2022 年 8 月	1,000 万円	3,000 万円

C) 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム（以下魅力化 PF）及び特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパン（以下 HSJ）への支援決定

2023 年 3 月、魅力化 PF 及び HSJ への支援を SIIF 投資選定委員会に推薦し、可決された。SIIF 内手続きを経て 2023 年度上半に支援開始を見込む。

D) 2022 年度の寄付金

NF から SIIF への基金移管を受け 2023 年 3 月末をもって JVPF への新たな寄付金の受入れを終了することが NF にて決定され、寄付金の募集活動を従来にも増して積極的に行った。その結果、過去 10 年間で 2 番目に多い 5,837 万円の寄付金を得ることができ、本基金は 2023 年 3 月 31 日時点で、総額約 1,087 百万円(AsMama からの社債償還金 3,000 万円含む)となった。

E) イベント運営

コロナ禍の影響により JVPF 主催イベントは過去 3 年間オンラインにて実施してきたが、10 周年や寄付受入終了のタイミングでもあることから感染症対策をと

りつつ集会イベントを開催した（2023年2月6日）。現支援先団体代表のプレゼンテーションや関係者との直接交流を主としたイベントは主に寄付者・プロボノパートナーからなる60名程の参加者を迎え盛況となった。

2. 啓蒙／啓発活動

本法人の主たる目的である「社会的な事業を行う様々な団体に対してその活動が社会的に貢献し、かつ事業の持続性を保持できるように運営に関して助言・援助」を実施するために、ベンチャー・フィランソロピーやインパクト投資といった社会的投資の普及・啓蒙に向けて、関連した団体・機関との情報交換を積極的に行い活動に貢献した。具体的には下記の通り。

A) SIIF 向けコンサルティングについて

SIIF の休眠預金事業に関する支援計画づくりや伴走支援に対するコンサルティングを業務受託し、鈴木代表理事が SIIF 担当者に対し定期的に助言を行った。

B) GSG(グローバル・ステアリング・グループ) について

白石アドバイザーが GSG 国内諮問委員会の委員として、鈴木代表理事が賛同メンバーとして委員会や個別勉強会に参画。

C) アジア女性インパクト基金（AWIF）について

野宮常務理事が笹川平和財団によるアジア女性インパクト基金（AWIF）運営委員会の委員長を務めた。

D) 「Youth Co:Lab（ユース・コーラボ）」について

国連開発計画（UNDP）とシティ・ファウンデーションが共催する若者の社会企業支援活動、「Youth Co:Lab」の Program Board Member に高槻代表理事が就任した。

E) 休眠預金等活用について

白石アドバイザーが内閣府休眠預金等活用審議会の専門委員を務めた。

F) FRJ2023 について

鈴木代表理事が特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会主催の FRJ2023 においてライブセッションに登壇した。

G) 大学院大学至善館について

高槻代表理事が修士課程において事業戦略に関する個人演習（ゼミ）を特任教授として担当した。

鈴木代表理事が短期集中コース「ソーシャルビジネスとインパクト」にてゲスト講師として登壇した。

3. スタンフォード・ソーシャル・イノベーション・レビュー日本版（以下 SSIR-J）事業に関する概況事項

2021 年度に本格稼働開始した SSIR-J 事業は、2022 年度に出版・web・コミュニティそれぞれで運営を展開した。

A) 出版について

2022 年 6 月に「社会を元気にする循環」（以下 2 号、6,000 部）、2022 年 11 月に「科学技術とインクルージョン」（以下 3 号、5,000 部）を発行。

B) コミュニティについて

2022 年 3 月よりコミュニティの本格稼働に合わせ有料会員制度（メンバー、月額 2,000 円）を導入し、無料登録会員（ビジター）との両建てでの会員募集・管理が開始した。対象者を広げた出版記念イベントや読書会等有料会員限定イベント、コミュニティプラットフォーム上での日常的な交流を実施し、認知を広げ入会メリットを訴求した。

C) ウェブサイトについて

同じく 2022 年 3 月にウェブサイトの機能拡充が公開され、有料会員のみアクセス可能なウェブコンテンツの掲載やイベント申込、特定記事の期間限定無料公開（アンゲート）など、機動的に出版、イベント、コミュニティと連動したウェブサイト運営を実施した。

D) イベントについて

2 号出版記念、3 号出版記念ダイアログシリーズなどの雑誌連動イベントや定期的な読書会、コミュニティメンバー限定トークイベント等に加え、メンバー主体で企画運営するイベントや活動も始動し、規模の大小、課金の有無等様々なイベントを通年に渡り開催した。

E) グローバル連携について

2022 年 8 月に SSIR を海外で発行する全拠点の主要メンバー（6 か国・約 30 名）を対象とした Global Conference がスタンフォード大学で開催され、SSIR-J 担当理事及び職員（計 8 名）が参加し、取組みの共有及び連携を深めた。

4. 組織体制、運営の概要

A) 理事の退任に関する事項

任期満了に伴い白石智哉氏が理事及び社員（正会員）の地位を退任し、アドバイザーに着任した。

B) ガイドラインの策定

ガバナンス強化及び円滑な組織運営を目指し以下 2 つのガイドラインを策定した。

- 個人による投融資・寄付行為に関するガイドライン
- アドバイザーの委嘱に関するガイドライン

C) 会議に関する事項

定時理事会を下記の通り 4 回開催した。

2022 年 5 月 26 日

2022 年 9 月 1 日

2022 年 11 月 24 日

2023 年 3 月 23 日

以上

監査報告書

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ
代表理事 鈴木 栄 殿

第 11 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日迄）の活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記及び別紙、財産目録、事業報告を監査した結果、適法に処理、記載されていると認める。

以上

2023 年 月 日

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

監事 神田 英一





SOCIAL
INVESTMENT
PARTNERS

決算報告書

事業報告書

監査報告書

第 12 期 事業年度

自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

2023年度 活動計算書

2023年4月1日から 2024年3月31日まで

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での
申請では、「決算報告書類」は参考資
料となり公開対象外書類となるため、
非開示処理をした。（JANPIA）

2023年度 貸借対照表

2024年 3月 31日現在

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での
申請では、「決算報告書類」は参考資
料となり公開対象外書類となるため、
非開示処理をした。（JANPIA）

2 0 2 3 年度 計算書類の注記

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

1. 重要な会計方針
- 計算書類の作成は、NP0法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NP0法人会計基準協議会）によっています。
- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

書籍の制作原価（材料費や人件費、ライセンス料など）を集計し一冊当たりの原価を計算しました。
- (2) 消費税等の会計処理

税込み経理によっています。
2. 事業別損益の状況
- 別紙参照

別紙

注記2. 事業別損益の状況

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

2023年度 財産目録

2 0 2 4 年 3 月 3 1 日現在

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

ソーシャルビジネス形成支援事業での
申請では、「決算報告書類」は参考資
料となり公開対象外書類となるため、
非開示処理をした。（JANPIA）

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

事業報告書（第 12 期）

（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）

1. ベンチャー・フィランソロピー事業に関する概況事項

日本ベンチャー・フィランソロピー基金（以下 JVPF）において

A) 前年度に事業及び資産・契約の地位を公益財団法人日本財団（以下 NF）から移管された一般財団法人社会変革推進財団（以下 SIIF）を共同運営パートナーとして新たに投資選定委員会の体制や支援先に関する意思決定のプロセスなど、運営方法を新たに構築した。

B) 新規先 2 団体への支援を開始

2022 年度末に支援決定した 2 団体への支援を正式に開始し、それぞれ初回資金拠出を行った。

支援先団体名	支援開始	資金拠出額	資金支援総額予定
一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム	2023 年 6 月	1,500 万円	3,000 万円
特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパン	2023 年 6 月	1,000 万円	3,000 万円

C) 既存先 3 団体への資金拠出を実施

認定 NPO 法人 Learning for All（以下 LFA）、スタンドバイ株式会社に対しそれぞれ 6.89 百万円・9.999 百万円の第 3 回目、株式会社キズキに対し 1,000 万円の第 2 回目資金拠出を、SIP 常務理事会、及び SIIF 投資選定委員会におけるマイルストーン検証を経て実施した。

D) LFA への支援終了

2021 年 4 月に支援開始した LFA への支援を、2023 年 3 月末に終了した（SIIF 投資選定委員会での決議は 2024 年 5 月）。

2. 啓蒙／啓発活動

本法人の主たる目的である「社会的な事業を行う様々な団体に対してその活動が社

会的に貢献し、かつ事業の持続性を保持できるように運営に関して助言・援助」を実施するために、ベンチャー・フィランソロピーやインパクト投資といった社会的投資の普及・啓蒙に向けて、関連した団体・機関との情報交換を積極的に行い活動に貢献した。具体的には下記の通り。

A) SIIF 向けコンサルティングについて

SIIF の休眠預金事業に関する支援計画づくりや伴走支援に対するコンサルティングを業務受託し、鈴木代表理事が SIIF 担当者に対し定期的に助言を行った。

B) Asia Venture Philanthropy Network（以下 AVPN）について

6 月にクアラルンプール（マレーシア）で開催された AVPN Global Conference 2023 に鈴木代表理事が参加し、アジアでベンチャー・フィランソロピーを実践する他団体と意見交換した。

C) 特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会（以下 JFRA）への調査業務請負について

JFRA が経産省から受託した「学校独自の財源作りのための資金調達・運用に関する調査」案件において業務委託を受け、運用益による寄付財源作りの提言作成に鈴木代表理事と福島事務局長が協力した。

D) アジア女性インパクト基金（以下 AWIF）について

野宮常務理事が笹川平和財団による AWIF 運営委員会の委員長を務めた。

E) Global Impact Investment Network（以下 GIIN）について

10 月にコペンハーゲン（デンマーク）で開催された GIIN Impact Forum 2023 に野宮常務理事が参加し、グローバルヘルスの実現にインパクト投資の活用を目指す Triple I の議論に参画した。

F) 「Youth Co:Lab（ユース・コーラボ）」について

国連開発計画（UNDP）とシティ・ファウンデーションが共催する若者の社会企業支援活動、「Youth Co:Lab」のにて高槻代表理事が Program Board Member として活動した。

G) 大学院大学至善館について

高槻代表理事が修士課程において事業戦略に関する個人演習（ゼミ）を特任教授として担当した。

H) 休眠預金等活用について

白石アドバイザーが内閣府休眠預金等活用審議会の専門委員を務めた。

D) GSG(グローバル・ステアリング・グループ) について

白石アドバイザーが GSG 国内諮問委員会の委員として活動した。

3. スタンフォード・ソーシャル・イノベーション・レビュー日本版（以下 SSIR-J）事業に関する概況事項

2021 年度に本格稼働開始した SSIR-J 事業は、2023 年度末をもって終了した。書籍の販売在庫は英治出版に譲渡し、引続き書店等にて販売されることとなった。ウェブサイトは大学院大学至善館に譲渡した。

4. 組織体制、運営の概要

A) 組織体制に関する事項

SSIR-J 事業終了に伴い 2023 年度末付けで部門を閉鎖した。

B) 会議に関する事項

定時理事会を下記の通り 4 回開催した。

2023 年 5 月 25 日

2023 年 10 月 19 日

2024 年 1 月 25 日

2024 年 3 月 28 日

以上

監査報告書

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ
代表理事 鈴木 栄 殿

第12期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日迄）の活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記及び別紙、財産目録、事業報告を監査した結果、適法に処理、記載されていると認める。

以上

2024年5月2/日

一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ

監事 神田 英一 印

